公 告 第 3 号

公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、当所において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

令和8年7月1日

京都府府税事務所長

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
地方税法の規定により送達する書類	(株)多香美の会	
以下余白		